

福島市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月31日

福島市長 木 幡 浩

福島市条例第 9 号

福島市手数料条例の一部を改正する条例

福島市手数料条例（昭和49年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7の表1の項中「8,000円」を「9,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「23,000円」を「35,000円」に、「29,000円」を「39,000円」に、「法第87条の4第1項」を「法第87条の4」に改め、同表4の項中「法第87条の4第1項」を「法第87条の4」に改める。

別表第1の8の表1の項を次のように改める。

1 法第7条の6第1項 第1号又は第2号（法第87条の4又は法第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	1件につき (1) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 27,000円 (2) 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 12万円
---	---------------------------------	---

別表第1の13の表1の項を次のように改める。

<p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下この表において「法」という。)第11条第1項及び法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査並びに法第11条第2項及び法第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p>	<p>1 法第11条第1項及び法第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額</p> <p>(1) 非住宅建築物（一戸建ての住宅（1棟の建物からなる1戸の住宅で、住宅以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）及び共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）以外の建築物をいう。以下この表において同じ。）（工場等（工場、倉庫、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。以下この表において同じ。）を除く。）で標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する評価方法をいう。以下この項及び3の項において同じ。）による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 252,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 309,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 407,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 58万円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 715,000円</p> <p>カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 845,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 964,000円</p> <p>(2) 非住宅建築物（工場等を除く。）でモデル建物法（省令第1条第1項第1号ロに規定する評価方法をいう。以下この項及び3の項において同じ。）に</p>
---	-------------------------------	--

よる申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 97,000円

イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 12万円

ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 162,000円

エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 261,000円

オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 341,000円

カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 41万円

キ 25,000平方メートル以上のもの 481,000円

(3) 非住宅建築物（工場等に限る。）で標準入力法・主要室入力法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 26,000円

イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 34,000円

ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 48,000円

エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 113,000円

オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 167,000円

カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 206,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 255,000円

(4) 非住宅建築物（工場等に限る。）でモデル建物法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 21,000円

イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 29,000円

ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 42,000円

エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 105,000円
オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 159,000円
カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 197,000円
キ 25,000平方メートル以上のもの 244,000円

(5) 一戸建ての住宅で性能基準（省令第1条第1項第2号イ及び同号ロに規定する評価方法（同号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する評価方法を用いた場合を除く。）をいう。以下この項及び3の項において同じ。）による申請の場合 次のア及びイに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

ア 200平方メートル未満のもの 38,000円

イ 200平方メートル以上のもの 43,000円

(6) 共同住宅等で性能基準による申請の場合 次のアからエまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 77,000円

イ 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 128,000円

ウ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 217,000円

エ 5,000平方メートル以上のもの 311,000円

2 法第11条第2項及び法第12条第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請1件につき、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額

(1) 非住宅建築物（工場等を除く。）で標準入力法・主要室入力法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

- ア 300平方メートル未満のもの 126,000円
- イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 155,000円
- ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 204,000円
- エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 29万円
- オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 358,000円
- カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 423,000円
- キ 25,000平方メートル以上のもの 482,000円

(2) 非住宅建築物（工場等を除く。）でモデル建物法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

- ア 300平方メートル未満のもの 49,000円
- イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 6万円
- ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 81,000円
- エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 131,000円
- オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 171,000円
- カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 205,000円
- キ 25,000平方メートル以上のもの 241,000円

(3) 非住宅建築物（工場等に限る。）で標準入力法・主要室入力法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

- ア 300平方メートル未満のもの 13,000円
- イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 17,000円
- ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 24,000円
- エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 57,000円
- オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 84,000円

		<p>カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 103,000円 キ 25,000平方メートル以上のもの 128,000円</p> <p>(4) 非住宅建築物（工場等に限る。）でモデル建物法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 11,000円 イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 15,000円 ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 21,000円 エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 53,000円 オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 8万円 カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 99,000円 キ 25,000平方メートル以上のもの 122,000円</p> <p>(5) 一戸建ての住宅で性能基準による申請の場合 次のア及びイに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額</p> <p>ア 200平方メートル未満のもの 19,000円 イ 200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>(6) 共同住宅等で性能基準による申請の場合 次のアからエまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 39,000円 イ 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 64,000円 ウ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 109,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 156,000円</p>
--	--	---

別表第1の13の表2の項中「法第34条第1項」を「法第29条第1項」に、「法第35条第2項」を「法第30条第2項」に、「法第36条

第1項」を「法第31条第1項」に、「法第15条第1項」を「法第14条第1項」に、「法第35条第1項各号」を「法第30条第1項各号」に改め、同表3の項及び4の項を削り、同表に次のように加える。

<p>3 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年省令第5号。以下この表において「規則」という。)第13条の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付</p>	<p>軽微変更該当証明書 の交付手数料</p>	<p>1 規則第13条の規定に基づく軽微な変更に応当していることを証する書面の交付1件につき、次の(1)から(6)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ(1)から(6)までに定める額</p> <p>(1) 非住宅建築物(工場等を除く。)で標準入力法・主要室入力法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 126,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 155,000円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 204,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 29万円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 358,000円</p> <p>カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 423,000円</p> <p>キ 25,000平方メートル以上のもの 482,000円</p> <p>(2) 非住宅建築物(工場等を除く。)でモデル建物法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額</p> <p>ア 300平方メートル未満のもの 49,000円</p> <p>イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 6万円</p> <p>ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 81,000円</p> <p>エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 131,000円</p> <p>オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 205,000円</p>
--	-----------------------------	---

キ 25,000平方メートル以上のもの 241,000円

(3) 非住宅建築物（工場等に限る。）で標準入力法・主要室入力法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 13,000円

イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 17,000円

ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 24,000円

エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 57,000円

オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 84,000円

カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 103,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 128,000円

(4) 非住宅建築物（工場等に限る。）でモデル建物法による申請の場合 次のアからキまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからキまでに定める額

ア 300平方メートル未満のもの 11,000円

イ 300平方メートル以上、1,000平方メートル未満のもの 15,000円

ウ 1,000平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 21,000円

エ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 53,000円

オ 5,000平方メートル以上、1万平方メートル未満のもの 8万円

カ 1万平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 99,000円

キ 25,000平方メートル以上のもの 122,000円

(5) 一戸建ての住宅で性能基準による申請の場合 次のア及びイに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれア及びイに定める額

		<p>ア 200平方メートル未満のもの 19,000円 イ 200平方メートル以上のもの 22,000円 (6) 共同住宅等で性能基準による申請の場合 次のアからエまでに掲げる申請に係る建築物の床面積を合計した面積の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額 ア 300平方メートル未満のもの 39,000円 イ 300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 64,000円 ウ 2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 109,000円 エ 5,000平方メートル以上のもの 156,000円</p>
--	--	---

別表第1の13の表備考第1号中「法第35条第2項（法第36条第2項）を「法第30条第2項（法第31条第2項）」に、同表備考第3号中「4の項」を「3の項」に、同表備考第4号中「額とする」を「額及び一戸建ての住宅に係る適合性判定申請手数料の額又は共同住宅等に係る適合性判定申請手数料の額を合算した額とする」に改め、同表備考第6号を削る。

別表第1の13の表備考第7号中「4の項」を「3の項」に、「額とする」を「額及び一戸建ての住宅に係る交付手数料の額又は共同住宅等に係る交付手数料の額を合算した額とする」に改め、同号を同表備考第6号とし、同表備考第8号中「額とする」を「額並びに一戸建ての住宅に係る適合性判定申請手数料の額又は共同住宅等に係る適合性判定申請手数料の額を合算した額とする」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考第9号中「4の項」を「3の項」に、「を合算した額とする」を「並びに一戸建ての住宅に係る交付手数料の額又は共同住宅等に係る交付手数料の額を合算した額とする」に改め、同号を同表備考第8号とし、同表備考第10号中「法第34条第3項」を「法第29条第3項」に改め、同号を同表備考第9号とし、同表備考第11号中「2の項及び3の項」を「2の項」に改め、同号を同表備考第10号とし、同表備考第12号中「法第35条第1項」を「法第30条第1項」に、「法第34条第1項」を「法第29条第1項」に改め、同号を同表備考第11号とし、同表備考第13号中「法第36条第1項」を「法第31条第1項」に、「法第35条第1項」を「法第30条第1項」に改め、同号を同表備考第12号とする。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の福島市手数料条例別表第1の7の表及び別表第1の8の表並びに別表第1の13の表の規定は、この条例の施行日以後に徴収する手数料について適用し、同日前に徴収した手数料については、なお従前の例による。